

# 金沢大学学術データマネジメントポリシー

令和4年3月11日制定

## (目的)

1. 金沢大学（以下「本学」という。）は、金沢大学憲章に基づき、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」として、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、真理の探究に関わる基礎研究から技術に直結する実践研究までの卓越した知の創造に努め、それらにより新たな学術分野を開拓し、技術移転や産業の創出等を図ることで積極的に社会に還元することを理念としている。

本学は、研究と教育に関する学術活動によって産み出された知的成果を蓄積し、適切に管理・保存し、それを社会に還元することで、上記の理念を具現化するとともに、本学の将来の学術活動を守るため、その指針として金沢大学学術データマネジメントの原則を定める。

## (学術データの定義)

2. 本ポリシーが対象とする「学術データ」は、本学における研究と教育に関する活動を通じて収集又は生成されたデータをいう。

## (学術データの管理等)

3. 学術データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

## (大学構成員の責務)

4. 本学において研究・教育活動を主体的に担う者（以下「大学構成員」という。）は、学術データを適切に管理・保存すること、すなわち学術データ管理は、優れた研究・教育を行う上で必要不可欠であると認識し、前項に掲げる範囲内において、学術データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

## (大学の責務)

5. 本学は、学術データの管理並びに公開及び利活用を支援する環境を大学構成員に提供するものとする。

## (その他)

6. 社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

## 金沢大学学術データマネジメントポリシー解説

本ポリシーの骨子は、

(1)学術データの管理，公開及び利活用の方法は，それを収集・生成した者が主体的に決定できること，確認すること，及び，そのもとで

(2)本学の構成員は自らが収集・生成した学術データを適切に扱うべきであること，

(3)本学はその構成員による学術データの管理等の活動を支援すべきであること，

を明確にすることにある。

上記の(1)，(2)，(3)は本ポリシーの第3,4,5,項にそれぞれ対応している。

### 1. 目的

本ポリシーは，金沢大学憲章の理念のもとに策定するものであり，オープンサイエンスの流れ（学術情報の共有，研究助成機関からの要求，研究再現性の確保等）から求められる機関内の学術データ管理体制を定めるためのものである。

### 2. 学術データの定義

学術データとは，研究及び教育活動の過程において生じる，又は取り扱うあらゆるデータをいう。データ形式やデータの加工段階などは問わず，次のようなものが挙げられる。

- ・生データ/一次データ/加工データ/シミュレーションデータ/二次データ/最終データ
- ・デジタルデータ/非デジタルデータ
- ・数値データ/テキスト/マルチメディア/データベース/ソースコード
- ・アクティブデータ/論文の根拠データ/メタデータ/研究データ説明資料/ラボノート/研究助成関連資料/論文等研究関連資料
- ・公的資金を得て生成されたデータ/産学連携により生成されたデータ/商用データ
- ・機密データ

具体的に研究活動で生じる，又は取り扱うデータとしては、

「観測データ」，「試験データ」，「調査データ」，「実験ノート」，「メディアコンテンツ」，「プログラム」，「標本」，「史資料」，「論文」，「発表予稿」，「講演資料」等がある。

教育活動で生じる，又は取り扱うデータとしては、

「教科書」、「配布資料」、「講義スライド」、「講義映像」、「補助教材」、またこれらを作成するための素材等がある。

本ポリシーが対象とする学術データには、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における学術活動を通して収集した又は生成したデータも含まれる。

大学構成員が、以前に在籍した機関で収集又は生成した学術データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

### 3. 学術データの管理等

学術データを収集又は生成した者は、原則として、その管理、公開及び利活用について決定することができ、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令及び本学の規程上許される範囲にとどまるべきであることはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データに第三者の知的財産権や個人情報を含む場合）には、それらを害してはならないという制約を受ける。

学術データの管理とは、データの生成・収集、解析、保管、利活用、保存、廃棄、公開、非公開、組織化、構造化といった学術データに関わる一連の活動全般を指す。学術データの公開とは、学術データを他の者が利用できる状態にすること、学術データの利活用とは、公開した学術データから、より多くの知的効果等が生み出されるよう、データの価値を高めることを指す。

### 4. 大学構成員の責務

大学構成員とは、本学における研究・教育活動を主体的に担う者をいう。本学に雇用されていなくても、本学において研究・教育活動に携わる者は、客員教員や学生も含め、全員が「構成員」に含まれる。

大学構成員でなくなった後の学術データの取扱いは、当該構成員があらかじめ決定しなければならない。

### 5. 大学の責務

本学は大学構成員に対し以下を実施する。

- (1) 学術データ管理の導入目的の明確化
- (2) 学術データ管理の仕組みの検討と構築、運用
- (3) 学術データ管理のためのデジタルプラットフォームの整備と提供
- (4) 大学内外への学術データ管理の仕組みの周知と利用促進